

内閣參質七〇第四号

昭和四十七年十一月十七日

内閣總理大臣 田中角栄

参議院議長 河野謙三殿

参議院議員神沢淨君提出米軍北富士演習場の使用協定に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神沢淨君提出米軍北富士演習場の使用協定に関する質問に対する答弁書

一、について

北富士演習場に係る米軍及び自衛隊の今後の使用に関する政府の方針は、ご質問のとおりである。

二、について

ご質問の本協定締結にあたつては、山梨県をはじめ地元関係諸団体を一本化して結成された「北富士演習場対策協議会」を中心として十分協議し、円満な解決をはかる所存である。

三、について

ご質問の民生安定施設を対象とする場合、現行の「防衛施設周辺の整備等に関する法律施行令」に定める補助割合以外に助成金を支出することは困難である。

四、について

「防衛施設周辺の整備等に関する法律」に定める事業については、ご趣旨のとおりである。